

## 袖ヶ浦市協働事業提案制度実施要綱

平成24年7月13日

告示第150号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の主体的な活動により、「自立と協働のまち」を実現するために、市民等と市が協働して行う事業（以下「協働事業」という。）についての提案を募集し、提案された協働事業を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動団体 NPO法人、ボランティア団体等、主に住民等で構成され、営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体をいう。
- (2) 地域活動団体 自治会等、一定の区域に居住している住民で構成され、地域の課題の解決に向けて活動する団体をいう。

(提案の資格)

第3条 協働事業を提案できるものは、市内に事務所及び活動場所を有する市民活動団体及び地域活動団体（以下「市民活動団体等」という。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に居住又は在勤する者を含む5人以上で構成されていること。
- (2) 組織の運営に関する規程（定款、規約、会則等）を有していること。
- (3) 1年以上継続して活動を実施していること。ただし、次項の規定により協働事業を提案し、実施した市民活動団体等であって、当該協働事業を適切に実施した実績を有するものは、この限りでない。
- (4) 活動の目的が、宗教又は政治活動に関係しないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員でなくなった日

から5年を経過していない者と団体又はその構成員等が関係していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号又は第3号本文に規定する資格を有しない市民活動団体等であっても、それらを有することが見込まれ、かつ、対象経費（協働事業の実施に要する経費のうち、市長が必要と認めたものをいう。）が5万円以下である場合には、協働事業を提案することができるものとする。

（協働事業の区分及び要件）

第4条 協働事業は、次に掲げる区分に応じた事業とする。

- (1) 市民活動団体等が提案する協働事業（自由提案型） 地域の課題等について提案する協働事業
- (2) 市が提示する協働事業（テーマ設定型） 市が提示するテーマについて提案する協働事業

2 協働事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 市民活動団体等の特性を活かした市内で実施する公益的な事業であり、地域の身近な課題の解決が図られること。
- (2) 具体的な効果や成果が期待でき、市民の満足度が高まること。
- (3) 協働事業で実施することにより、効果又は効率性が高まること。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、協働事業の対象としない。

- (1) 専ら営利を目的とするもの
- (2) 特定の個人が利益を受けるもの
- (3) 調査又は研究を主な目的とするもの
- (4) 国、地方公共団体又はその他の機関から市民活動団体等が直接助成を受けているもの
- (5) 政治、宗教又は選挙活動に関するもの
- (6) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補

者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反することを目的とするもの

(7) 法令、条例等に違反するもの

(8) 公の秩序又は善良な風俗を乱すもの又は乱すおそれのあるもの  
(協働事業の制限)

第5条 協働事業の実施にかかる経費を市が支出する場合の1件当たりの限度額は、市長が別に定める。

2 協働事業は、単年度で実施できるものでなければならない。

3 協働事業を提案できる件数は、原則として、毎年度1団体につき1件とする。ただし、協働事業の実施にかかる経費を市が支出しない場合は、この限りでない。

4 同一の団体から同趣旨で提案できる協働事業は、通算して3回までとする。ただし、第3条第2項の規定により提案できる協働事業は、1回限りとする。

(協働事業の提案等)

第6条 協働事業を提案しようとする市民活動団体等(以下「提案団体」という。)は、袖ヶ浦市協働事業提案書(様式第1号。以下「提案書」という。)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、第3条第2項の規定により協働事業を提案しようとする提案団体については、第4号に規定する書類、第5号に規定する書類のうち前年度の事業報告書又は第6号に規定する書類のうち前年度の決算書の添付を省略することができる。

(1) 協働事業実施計画書(様式第2号)

(2) 協働事業収支予算書(様式第3号)

(3) 提案団体概要書(様式第4号)

(4) 提案団体の組織の運営に関する規程(定款、規約、会則等)

(5) 提案団体の当該年度の事業計画書及び前年度の事業報告書

(6) 提案団体の当該年度の予算書及び前年度の決算書

(7) 提案団体の構成員、会員等の名簿

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する協働事業の提案は、市長が別に定める募集期間において行うものとする。

(調査)

第7条 市長は、提案された協働事業について次に掲げる事項を調査する。

(1) 第3条に規定する提案の資格の有無

(2) 法令、条例等の違反の有無

(3) 市の他の制度等による実施の有無

(審査等)

第8条 市長は、第6条第1項に規定する提案書の提出があった場合は、袖ヶ浦市協働事業審査委員会（以下「委員会」という。）の審査に付するものとする。

2 委員会は、前項の規定により審査を付されたときは、書類による1次審査を行い、次の各号に定める提言又は報告を行うものとする。

(1) 市が経費を支出する協働事業（第3条第2項の規定により提案された協働事業を除く。） 2次審査に付する提案であるか否かの報告

(2) 前号以外の協働事業 提案された協働事業を採択又は不採択とすべきかの提言

3 委員会は、前項第1号の規定により、2次審査に付する提案について、公開プレゼンテーションを実施するものとする。

4 委員会は、前項の規定により実施した公開プレゼンテーションを踏まえ2次審査を行い、その結果を市長に提言するものとする。

(委員会の設置等)

第9条 市長は、前条に規定する審査を行うために、委員会を設置する。

2 委員会は、委員8人以内で組織する。

3 委員は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる人数を選出し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 市民活動団体等を代表する者 2人以内
- (3) 公募による市民 2人以内
- (4) 職員のうち市長が指名する者 2人以内

4 委員の任期は、委嘱又は任命の日からこれらの日が属する年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任することができる。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選により決める。

7 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

8 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

9 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

10 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協働事業の選定及び公表)

第10条 市長は、第8条第2項第2号に規定する提言に基づき、提案された協働事業の採択又は不採択を決定するものとする。

2 市長は、第8条第4項に規定する提言に基づき、提案された協働事業の採択候補又は不採択を決定するものとする。

3 市長は、前2項の規定による決定内容を袖ヶ浦市協働事業選定結果通知書(様式第5号)により、提案団体に通知するものとする。

4 市長は、提案された協働事業の選定結果を広報紙等で公表するものとする。

5 第2項の規定により、採択候補となった協働事業は、当該協働事業にかかる予算の成立をもって採択する協働事業とする。

(実施の方法)

第11条 前条第1項の規定により採択と決定された協働事業及び同条第

5項の規定により採択された協働事業は、補助の方法により実施するものとする。

(実施の時期)

第12条 協働事業の実施の時期は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 第10条第1項の規定により採択と決定された協働事業 採択と決定された翌年度に実施する。ただし、当該年度内に実施することができるものはこの限りでない。

(2) 第10条第5項の規定により採択された協働事業 当該協働事業にかかる経費が市の予算に計上されている年度に実施する。

(協定の締結)

第13条 市長は、採択が決定した協働事業を提案した市民活動団体等(以下「事業実施団体」という。)と、当該協働事業の実施前に協定を締結するものとする。

2 次条第1項の規定により、協働事業の内容を変更したときは、必要に応じて協定を変更するものとする。

(事業の変更等)

第14条 事業実施団体は、協働事業の内容等を実施前又は実施中に変更又は中止しようとするときは、袖ヶ浦市協働事業変更(中止)承認申請書(様式第6号)を市長に提出し、変更又は中止に関して承認を得なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 当該事業が予定の期間に完了する見込みのない場合、完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告等)

第15条 事業実施団体は、協働事業が終了したときは、袖ヶ浦市協働事業実績報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 事業実施団体は、協働事業を中止したときは、袖ヶ浦市協働事業中止報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(事業報告会)

第16条 市長は、実施した協働事業の事業報告会を開催するものとする。

(実施事業の評価と公表)

第17条 市長は、事業実施団体と実施した協働事業について評価を行う。

2 前項に規定する評価の結果については、広報紙等で公表するものとする。

(庶務)

第18条 協働事業に関する事務は、企画政策部市民協働推進課において処理する。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年7月15日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の公示以後、初めての委員会の委員の任期は、第9条第4項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

様式 略